仕様書

京都市建設局伏見土木みどり事務所
（担当：足立、杉左近　075-611-5371）

１　業務名

雨水排水管等浚渫作業（柳長公園）

２　業務概要

本件は、公園内の雨水排水管等の浚渫を行うものである。

３　履行期間

契約締結の日から令和８年１２月２５日まで

４　履行場所

伏見区下鳥羽柳長町地内

５　業務範囲

「位置図」、「平面図」及び「現況写真」のとおり。

６　業務内容

高圧洗浄車及び吸引車による雨水排水管等浚渫

・集水桝、排水管（VP150）、横断溝

※上記の土砂を除去すること

※撤去した土砂は、伏見土木みどり事務所所管の置場（京都市伏見区三栖町４丁目８６０）に運搬すること。

７　支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

８　留意事項

・作業の際には、実施現場内またはその隣接敷地もしくは付近道路において、工作物に損傷がないよう十分注意すること。与えた損害については、受注者の責任にて対応すること。

・事前に建設局伏見土木みどり事務所の監督職員と施工時期、施工範囲及び、施工方法について、打ち合わせのうえ、業務にあたるものとする。

・業務完了後、速やかに作業完了報告書を作成し、作業前後の現況写真とともに提出すること。

・作業中、公園利用者や近隣住民からの要望、通行車両等からの苦情、事故の発生等があった場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。

・作業に必要な機材については、受託者が自ら用意したものを用いること。

・平日の午前９時から午後５時の間に作業を行うこととし、公園利用者の安全確保に努めること。

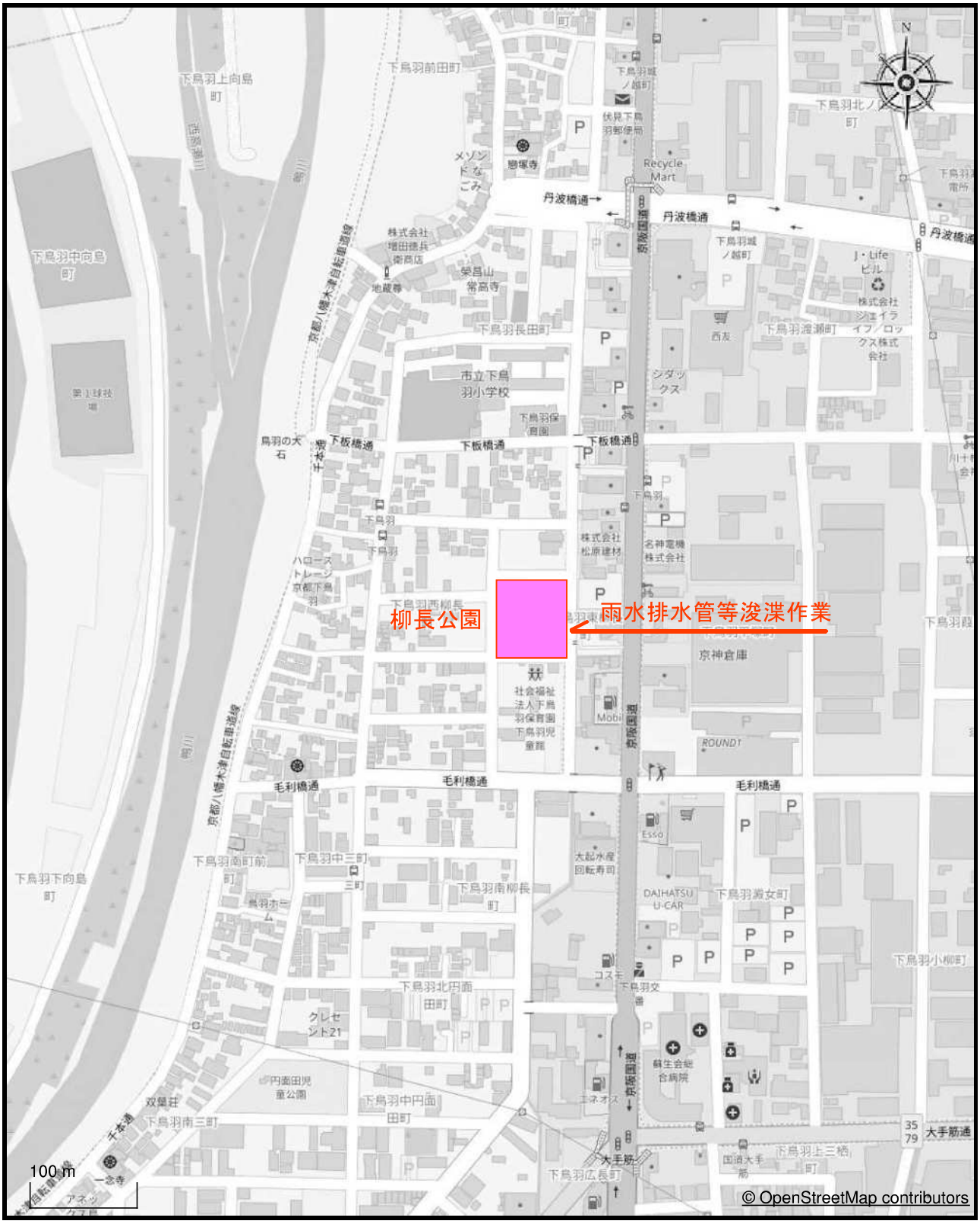
・作業員には、清潔で安全な服装をさせ、受託者の職員であることを示すものを着用すること。また、本業務は、公共性が高いものであり、市民への対応（言葉遣い等）に配慮すること。

・業務実施者にかかる安全管理については、受注者の責任において行うこと。事故があっ

た場合は、受注者の責任で解決すること。

・作業時を除き、原則として周辺市道に工事車両の駐停車は行わないこと。

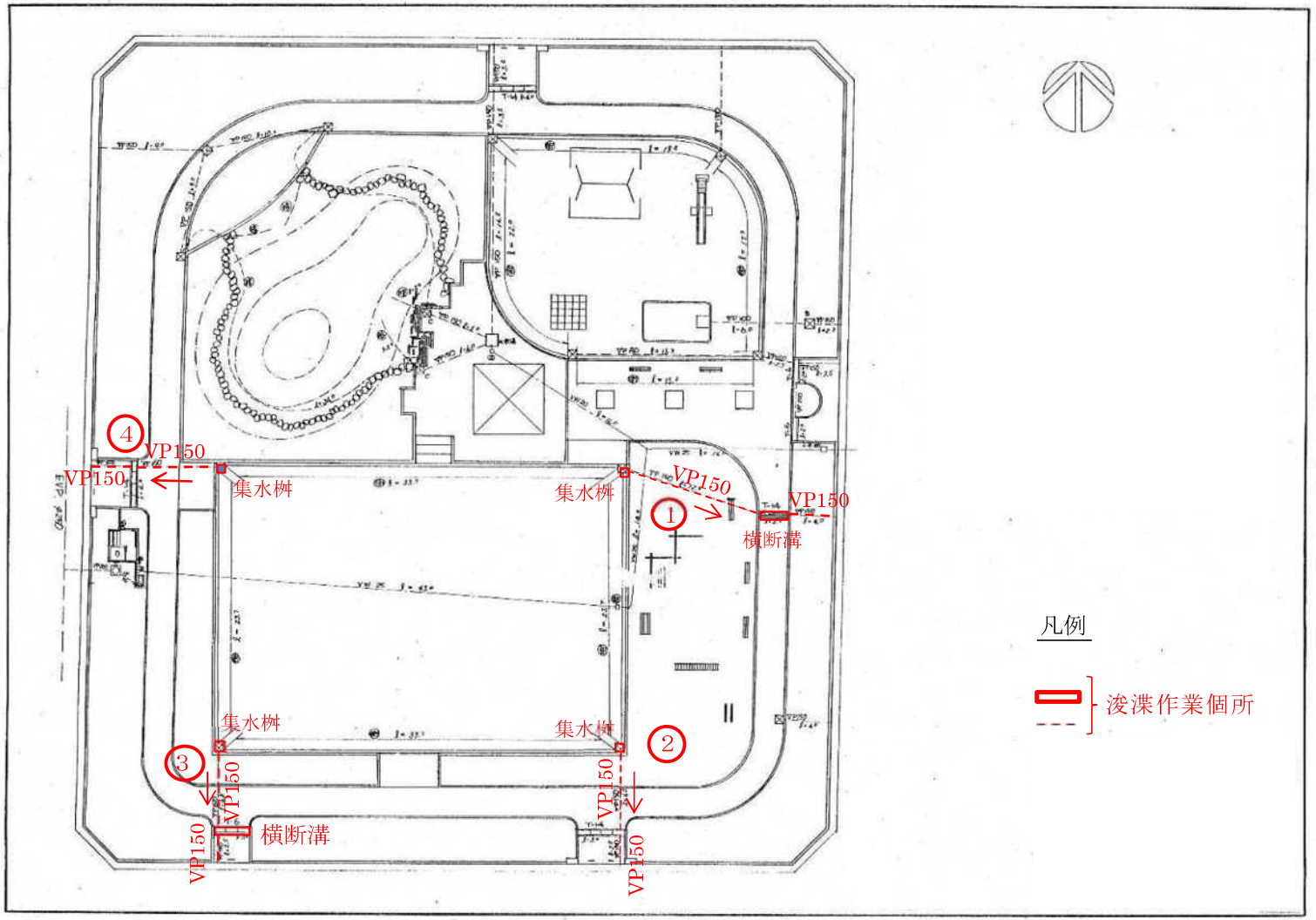
位置図（柳長公園）



1 / 5000

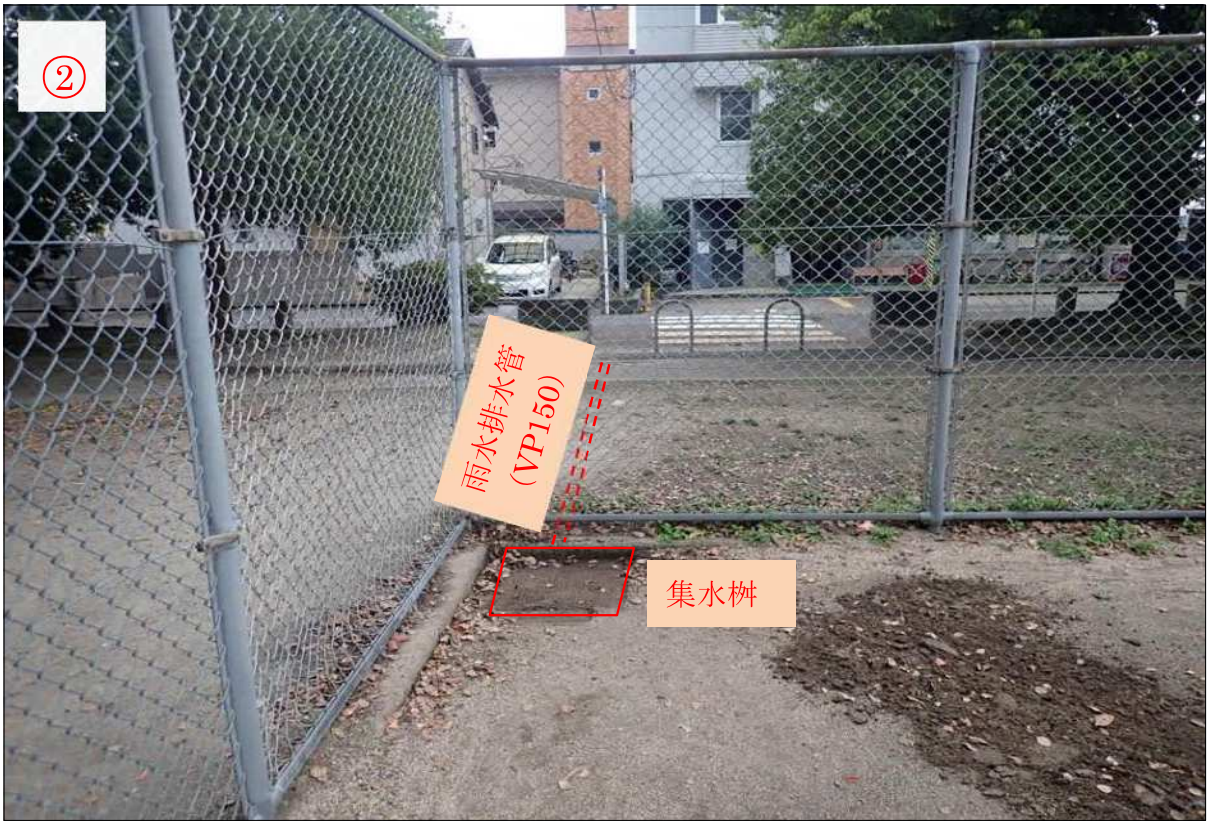
柳長公園

平面図（柳長公園）


④
VP150
VP150
集水桝
集水桝
VP150
①
VP150
横断溝
集水桝
集水桝
③
②
VP150
VP150
VP150
VP150
横断溝
凡例
浚渫作業個所

雨水排水管等浚渫作業（柳長公園）現況写真（１）





雨水排水管等浚渫作業（柳長公園）現況写真（2）

